

大津町起業創業事業費補助金

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、個人や中小企業等がポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会活動の変化に対応するために、起業や新分野へ進出するなどの前向きなチャレンジを支援します。

概要	大津町に新たに創業する方や、新分野へ進出する方の創業等に必要経費の一部を支援します。				
補助対象者	個人や中小企業基本法に定める「中小企業者」のうち、以下に該当する者 <table border="1"><tr><td>起 業</td><td>公募開始から事業期間完了日までに、個人で事業を始める、又は町内で会社を設立若しくは町内に事務所・事業所を設置する者。</td></tr><tr><td>新分野進出</td><td>公募開始から補助事業完了日までに、新分野（※）の事業を開始する者であって、町内で事業を行っている者。</td></tr></table> <p>ただし、みなし大企業は対象外とする。</p> <p>※商工会等による相談・助言等の支援を受けながら取り組むこと。</p> <p>※日本標準産業分類の小分類・細分類に規定する業種は新分野進出とはみなさない。</p>	起 業	公募開始から事業期間完了日までに、個人で事業を始める、又は町内で会社を設立若しくは町内に事務所・事業所を設置する者。	新分野進出	公募開始から補助事業完了日までに、新分野（※）の事業を開始する者であって、町内で事業を行っている者。
起 業	公募開始から事業期間完了日までに、個人で事業を始める、又は町内で会社を設立若しくは町内に事務所・事業所を設置する者。				
新分野進出	公募開始から補助事業完了日までに、新分野（※）の事業を開始する者であって、町内で事業を行っている者。				
補助率・補助上限	補助率 1/2 補助上限額 100万円				
補助対象経費	新築費、増改築費、購入費、改修費、設備費（1件あたり50万円未満（消費税除く））、申請書類の作成等にかかる経費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング経費、広報費、外注費、委託料 等				
申請受付期間	令和4年7月15日（金） ～ 令和4年12月28日（水）				

- ～ こんな事業が対象です（新分野） ～
- ・ 製造業が巣ごもり需要に対応した製品を新たに開発
 - ・ 旅館が客室を改装し、コワーキングスペース事業を開始
 - ・ 酒屋が店舗内を一部リノベーションして、カフェスペースを整備
 - ・ 飲食店が新たにテイクアウト販売を開始



申請に関する大津町HP

- ～対象とならない事業～
- 顧客に対する新しい商品・サービスの提供を行うことを主目的とする事業が対象であり、新たな商品・サービス等の提供を伴わない取組は対象になりません。
- 【対象外事業の例】**
- ・ 新たなサービス提供等を伴わない、以下のような事業
 - ・ 単なる感染症対策のための衛生設備購入
 - ・ 企業内部の業務効率化を図るためのテレワーク導入
 - ・ 老朽化した設備の単純な更新

申請書提出先 大津町役場 産業振興部 商業観光課
問い合わせ先 TEL 096-293-3115